

SAGA2024基山町実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024基山町実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第2項の規定に基づき、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 事務局は、基山町まちづくり課国スポ・全障スポ推進室内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、基山町職員服務規程（平成10年10月1日訓令第10号）の例による。

第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号)

第9条 文書には、「S基実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第10条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編集し、事務局が別に定める期間保存しなければならない。

第4章 公印

(公印)

第11条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局長が行うものとする。

(準用)

第12条 文書及び公印の取扱いに関しては、基山町文書管理規則（平成16年3月31日規則第1号）及び基山町公印規程（昭和39年10月1日訓令第7号）の例による。

第5章 財務

(旅費)

第13条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として基山町職員の旅費に関する条例（昭和40年4月1日条例第2号）の例による。

(費用弁償)

第14条 実行委員会役員及び委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年12月12日条例第29号）の例による。

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提

出しなければならない。

2 会則第14条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第19条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、基山町財務規則（平成14年3月29日規則第4号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月21日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること
(2) 総会及び専門委員会の開催運営に関すること
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること
(4) 実行委員会の予算及び決算に関すること
(5) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること

別表第2（第4条関係）

事務局長	まちづくり課 課長
事務局次長	まちづくり課 国スポ・全障スポ推進室長
事務局員	まちづくり課 国スポ・全障スポ推進室職員

別表第3（第11条関係）

名称	ひな形	形状	寸法
SAGA2024 基山町実行委員会 会長之印		正方形	21ミリ角